

LPガスタンクローリの一斉点検結果と法律上の見分け方



1. LPガスタンクローリ一斉点検結果を下表に示します。

1. : ②移動式製造設備（工業専用バルクローリ）の受検率が100%を超えていたが、90%になり良好な結果である。

2. : ④（工業・民生兼用バルクローリ）受検率が66%と依然として低い。

年度	2018年度			2019年度			令和2年度 (2020)
	登録台数 (2017年登録)	点検台数	受検率	登録台数 (2018年登録)	点検台数	受検率	登録台数 (2019年登録)
①タンクローリ (含トレーラ)	2,415	2,223	92%	2,410	2,288	95%	2377
②移動式製造設備 (工業専用バルクローリ)	463	466	101%	503	454	90%	488
③充填設備 (民生用専用バルクローリ)	497	473	95%	583	435	75%	573
④ ②、かつ③ (工業・民生用兼用 バルクローリ)	1,497	869	58%	1,489	981	66%	1527
①～④の合計	4,872	4,031	83%	4,985	4,158	83%	4965

2. LPガスタンクローリの種類の区分（①～④）が正しく理解されるよう「LPガスタンクローリの法律上の種類」を参考に受検するようお願いします。

LPガスタンクローリの法律上の種類			
①タンクローリ (トレーラ含む)	②移動式製造設備 =工業用専用 バルクローリ (いわゆる 従来型バルクローリ)	③充填設備 =民生用専用 バルクローリ (いわゆる 新型バルクローリ)	④移動式製造 ・充填設備 (工業・民生用 兼用バルクローリ)
<p><タンクローリ></p>  <p><トレーラ></p>  <ul style="list-style-type: none"> ・容器則による容器検査必要 ・同じく容器再検査必要(5年毎。製造後20年経過以降、製造年度により2年～1年毎) 	<p>ポンプ・コンプレッサ等製造設備を搭載</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・容器は1.と同様の検査必要 ・加えて、高圧法の製造許可が必要 ・同じく定期自主検査、保安検査が必要(それぞれ毎年) 	<p>ポンプ等の充填設備を搭載</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・容器は1.と同様の検査必要 ・加えて、LP法上の充填設備の許可が必要 ・同じく保安検査が必要(毎年) 	<p>・従来型バルクローリを民生用に使う兼用</p> <p>・高圧法及びLP法両方の規制(一部技術基準を緩和)</p>  <p>・新型バルクローリを工業用に使う兼用</p> <p>・高圧法及びLP法両方の規制(一部技術基準を緩和)</p> 